

消火薬剤詰替等事業実施要領

(一財)岐阜県消防設備協会

制定 平成 24 年 4 月 改正 平成 29 年 4 月

改正 平成 31 年 3 月 改正 令和 3 年 3 月

改正 令和 6 年 3 月 改正 令和 7 年 2 月

1 目的

一般財団法人岐阜県消防設備協会（以下「協会」という。）は、岐阜県内で発生した火災において、火災現場付近にいる者が善意により消火器で初期消火した場合に、使用した消火器の薬剤詰替え、ボンベの交換及び再使用することができなくなった消火器の交換並びに廃消火器の処理等（以下「消火薬剤詰替等」という。）を行う事業を展開することにより、初期消火活動が推進され地域住民の生命身体の安全の確保とともに火災による被害の軽減を図り、火災予防思想の普及並びに社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 対象消火器

火災現場付近にいる者が、善意により初期消火に使用した消火器（出火個所に設置されている消火器及び応急消火義務者が所有する消火器、並びに防火対象物に設置されている消火器にあつては、当協会の点検済証が未貼付の消火器は除く。）を対象とし、当該事業の対象であるかどうかの判断は、協会が行う。

3 届出方法

当該事業の対象となる事案で、消火薬剤の詰替え等を希望する初期消火者は、協会及び岐阜県下消防本部・消防署・分署・出張所等に用意されている「初期消火に使用した消火器の薬剤詰替等届出書」に必要事項を記載して、協会へ提出（FAX 又は郵送可）する。

4 事実確認と事業完了

- (1) 協会は、受理した届出書に基づき当該火災の調査権限を有する消防機関に事実確認をする。
- (2) 当該事業の対象である場合は、消火薬剤詰替え等を消防用設備等点検済表示登録会員（以下「会員」という。）に依頼する。
- (3) 依頼された会員は消火薬剤詰替え等を行い、協会に完了報告を提出する。
- (4) 協会は完了報告に基づいて、費用の支払いに係る手続きを行う。

5 消火薬剤詰替等を行う事業者

消火薬剤詰替等を行う事業者は、協会の消防用設備等点検済表示登録会員とする。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

- 2 この要領の施行の際、現に作成されている改正前の用紙については、この要領の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。